

令和5年度 事業計画書

公益財団法人 中国労働衛生協会

令和5年度 事業計画

I 令和5年度の基本方針

新型コロナウイルス感染症は、5月8日より感染症法5類に引き下げられる方針が決定されているが、今後、感染性・病原性が強化された新たな変異株出現の可能性もあり、引き続き情報収集を積極的に行い、時宜に応じた適切な感染予防策を講じることに努める。

国際情勢は米国を中心とした民主主義国家群に対し、中華人民共和国が台頭し、ロシアを含めた非民主主義国家（専制国家、権威主義国家）との対立が明確となり、現実には国連常任理事国であるロシアによりウクライナ戦争が引き起こされた。核による恫喝を伴う力による現状変更が起こったことにより、わが国で台湾有事が危惧されている。社会経済的にも、気候変動・海洋汚染など環境問題が深刻化し、それに起因する脱炭素化によるエネルギー問題（石油、電気代の高騰）と、円安と世界的インフレによる物価高騰がわれわれの生活を脅かすという事態に及んでおり、これまでの概念が通用しない激動の時代に入っていると考えられる。

協会役職員はそういう現状をしっかりと認識して、協会事業の維持・発展のための確な対策を講じ、適切に協会を運営するべく努めなければならない。

当協会の基本方針は、現在の事業規模を維持しつつ、公益法人としての使命を果たして行く事である。少子高齢化により労働者人口が急速に減少して行くわが国においては、高齢者・女性および外国人を労働力として参入させることと、「働き方改革」等による労働生産性の向上が喫緊の課題となっている。

労働者の減少はわれわれの従来の主たる顧客の減少に直結する。これに人件費増および原材料費等の高騰による支出の増大も相まって、今後の協会の経営は今までのように安易なものではない時代に入っている。即ち、もはや何もしなくても国策や健康保険組合の方針により健診内容が自然増してきた過去の時代ではないことを各自自覚し、急いで発想の転換を図らなければならない。

さしあたり“健康診断の顧客減による減収の補填策”として以下の方針を掲げるが、役職員は常に当協会の健全経営を念頭に置いて行動し、アイデアを出していただきたい。令和5年度は、次の6項目を基本方針として事業を遂行する。

① 客層を広げる

今後労働者人口減により、職域健診では、大きな増収は期待できない。しかし地域の高齢者の人口は当分減少することはない。これからは、より地域に目を向

け、今まで健診の対象者として重要視していなかった高齢者・自営業・主婦などを幅広く施設健診へ誘導することがより重要になっている。

そのため、自治体との地域連携協定などを有効に使い、地域とのつながりを深めながら受診者の増加を図る。

② 健診料金を改定する

労働安全衛生法に基づく定期健康診断、生活習慣病予防健診および人間ドック等の料金を改定する。また、全国健康保険協会（以下「協会けんぽ」）の生活習慣病予防健診の受診者負担額が減額されるので、生活習慣病予防健診へ積極的に誘導する必要がある。加えて、人間ドック等付加価値の高い健診の受け入れ態勢を強化しつつ健診へ勧奨する。また、受診者にとって有用なオプション検査も勧奨する。

③ 既存事業内容を充実し増やす

本来、定期健康診断の結果、脳血管疾患および心臓疾患の発症に関連する項目に、異常の所見が認められた受診者に対して行うべき健診である労災二次健康診断の受診勧奨が十分でなかった。当協会の責務として勧奨に注力すべきである。

また、保健師、管理栄養士による特定保健指導もその重要性を啓発しつつ指導数の増加を図る。その上、指導方法の改善を行い実効性を高める。

④ 職員の意識改革

業務効率の改善による時間外労働時間の削減をさらに徹底する。

引き続き“顧客本位の視点”の重視を徹底する。すなわち、われわれは受診者に健康診断・産業保健活動などを通して人々の役に立つという“利他の精神”を全職員に徹底する。

また、各役職員は、それぞれの現場で毎日少しずつ改良、改善を心がけて行動することが組織の発展につながるため、その重要性を理解する。

⑤ 新規事業を積極的に展開する

「健康経営」の推進は国の方針であり、2年前より支援事業を開始した。この地域でこの事業を本格的に推進できる組織は当協会以外にないと自負しつつ、更なるノウハウの蓄積に努める。

新規事業として支援事業場の増加を図ったが、今のところ十分な成果に結びついていない。特に、福山を除く各検診所で健康経営支援事業場の獲得が図られていないので、一層の努力を促したい。

⑥ ブランド力を高める

ブランド力を付けることは、社会的認知度や信頼性を高めることにより、経営上で非常に重要である。また、それを通じわれわれも自分の仕事にプライドを持つことができる。加えて、ブランド力が高いところには良い人材が集まる。いくら世の中に役立つ仕事をしていても、高額な設備を整えても世の中に認知されなければ利用してもらえない。われわれの普段の努力が生かされるよう有効な広報活動を継続する。

II 令和5年度の目標

基本方針に従い、以下の事業に取り組んで行く。

1. 事業の総収入は32.1億円を確保する。
2. 職域健診の実績を維持しつつ地域健診の拡充に努める。
3. 職域・地域で「健康経営」の普及・拡大に努め、その支援を行うとともに、協会内でも「健康経営」を実践する。
4. 新人事給与制度の円滑な運用を図り、「事業ビジョン」の実現に努める。
5. 業務効率の改善、顧客本位の視点の重視を目標に職員の意識改革を行う。
6. 高額な医療機器等固定資産の保守管理を徹底し、突発的かつ多額な支出の抑制と、その他の無駄な経費の削減に努める。

III 主要基本施策

1. 健康診断事業の推進

良質な健康診断を提供するため、当協会のモットーである「正確・丁寧・迅速」を徹底する。受診者へ心のこもった接遇など、よりの確なマネジメントを心がける。職員は健康診断に必要な技術の向上や知識の習得を図り、必要な資格の取得・維持を継続的に行う。事業実績を確保するため、高付加価値健診の受診を勧める。また、受診者にとって有用で魅力のあるオプション検査の導入を心がけるとともに、時代のニーズにマッチした新たな健診コースの創出を模索する。

健診計画は、原価意識を持って企画し、不採算にならないことを心がける。

福山本部施設健診の受診者数は、建設当時の想定を遥かに上回り、新規の受け入れが困難な状況にあるため、その状況の改善を図り、福山市北部地域から来所する受診者の利便性を高めるため、福山市北部へ本部健診センターのサテライト施設を新設することを検討する。

(1) 一般健康診断・特殊健康診断・労災二次健康診断

定期健康診断の検査料金は、14年間に亘り料金を改定せず経営努力を行ってきたが、人件費と材料費、エネルギー費等の高騰により収益の確保が困難となったため、料金改定を行うこととした。関係事業場へは丁寧な状況説明を行いご理解いただけるように努める。

健康診断結果により労災二次健康診断が必要な受診者の健診利用者率が極端に少ないので、健診を実施している4検診所ではより積極的に受診勧奨を行う。

「ストレスチェック」は引き続き対象事業場と連携しスムーズな運用を図り、結果の有効利用を図る。

国が勧奨する風疹抗体検査は、令和6年度まで実施期間の延長となったため、引き続き未実施者への勧奨を行う。

協会けんぽより定期健康診断データを特定健康診査用に提供するよう要請されるので、引き続き事業主に協力要請を行う。

(2) 生活習慣病予防健診

協会けんぽおよび健康保険組合の協力を得て、引き続き一般健康診断から生活習慣病予防健診等への移行を勧奨する。協会けんぽは、本年度より「生活習慣病予防健診の自己負担額の軽減」を行い、令和6年度より更に「付加健診の対象年齢拡大」を行うので、正規人間ドック（人間ドック・プレミアムコース）へ一層の勧奨を図る。また、受診者の要望、ニーズを勘案しながら、各種オプション検査の提案を行う。

福山本部施設健診では、午前中に受診することが困難な方、夜勤者および遠方の方などに午後の時間でも健診受け入れを開始したところ、一定のニーズがあった。受け入れ枠の増加につながるため、他検診所でも実施を検討する。

(3) 人間ドック

「人間ドック・プレミアムコース」は、福山本部、尾道検診所に続き、米子検診所でも開始する。実施検診所においては、受け入れ態勢の強化に努め、さらに受診者数を増やす。また、鳥取検診所も人間ドック開始を検討する。

福山本部で開始した、高齢者のフレイル予防を主眼とした「フレイル予防ドック」はさらに広報を強化して実施数の増加を図る。

なお、福山本部は、一般社団法人日本人間ドック学会が認定する機能評価認定施設の審査を受け、認定施設を目指す。

(4) 胃がん、肺がん検診等

健康寿命の延伸を図るため、自治体を中心に“がん検診”の受診率の向上に力が注がれている。胃・肺・大腸・乳房・子宮頸部の5大がんの受診件数の増加に

努める。

また、当協会の低線量胸部CT検査は、他機関に比べ低額に設定しているにもかかわらず受診者数が低迷している。胸部CT検査の肺がん検診での有用性は明らかであるが、従来の広報では限界があることが判明しており、新たな広報方法を模索する必要がある。特に、喫煙者には毎年実施するよう積極的に勧奨を行うことを考える。

(5) 地域住民に対する特定健康診査・がん検診

当協会は、福山市、尾道市と「健康増進に関する連携協定」を締結している。福山本部は、新たに神石高原町とも「健康増進に関する連携協定」の締結を予定している。受診者数の増加のため行政と有機的な連携を図る。

福山市とは、新たに後期高齢者健診の契約を締結予定である。補助制度を利用し、シニア健診コース（基本コース・充実コース）の推進を行う。他の検診所についても補助制度の利用が可能か調査を行い、可能なところから実行する。

また、尾道市および江府町の特定健康診査については、当該市町と連携を密にし、市町のがん検診とセットにしてより多くの住民に勧奨する。尾道市とは「尾道市フレイルチェック」を市と協働で行っており、地域住民の健康増進を図っているが、当協会の諸健診への誘導を図る。

(6) 社会的弱者および利便性の悪い地域に対する健康診断

特別養護老人ホーム等の施設入所者に対する無料の胸部X線検査の実施施設を維持・拡大するよう努める。また、健康診断の受診機会に恵まれない中山間地域や島嶼部に居住する人々に対しても、従来どおり積極的に機会を提供する。

(7) 精密検査未受診者への受診勧奨

胸部X線、胸部CT、胃部X線、胃部内視鏡、便潜血、PSA、腹部超音波、子宮頸部細胞診および肝炎（HBV、HCV）検査の有所見者に対して、当協会からの精密検査紹介状を送付している。その中から精密検査結果の返信が届いていない受診者へ、受診4か月後に受診勧奨ハガキの送付を行って来た。マンモグラフィについても、個人宛に書面にて精密検査受診の有無と、受診した医療機関および受診結果等の照会を行い、未受診と判明した方へは受診勧奨文書の送付を行って来た。これらの試みは精密検査受診率の向上に貢献しており継続する。

(8) オプション検査の推進

当協会の受診者は男性受診者が多く、女性受診者は比較的少ない傾向にある。今後女性労働者の増加が予測されるため、その健康維持のための女性向けオプション検査を充実し、女性受診者の利用拡大を図る。

従来は渉外課により事業場単位でのオプション検査勧奨を行ってきたが、福山本部では、受診者と直接対面する健診スタッフによる勧奨を開始した。受診者個々にオプション検査の有用性を説明することにより実績を上げている。他検診所でも同様な勧奨を実施して行く予定である。職員一人ひとりが受診者に勧奨できるスキルを身につける事も重要である。

(9) 「げんきサポートクラブ」の会員数増加

高齢者、定年退職者、主婦および個人事業主等、健診を受ける機会が少ない方を対象に会員制の「げんきサポートクラブ」を立ち上げている。健康診断の受診方法がわからない方に受診機会を提供することや、広く会員に健康情報の提供することにも役立っているが、会員数の増加が頭打ちである。「げんきサポートクラブ」は会費無料の上、健康情報の提供等の利点があることを広報しつつ新たな会員数の増加策を図る。

また、「げんきサポートクラブ」会員を中心とした、特定健康診査とがん検診、オプション検査を組み合わせた「健診行こう Day！」の開催も継続する。

2. 保健指導等・健康教育事業の推進

地域住民や働く人々の健康の保持・増進を図り、高齢者のフレイル予防の観点から、保健指導・健康教育・運動指導を広く展開する。各イベントの規模・内容の見直しを継続し、ICTを活用した保健指導・健康教育などにおいても実施方法の検討を図る。

(1) 産業医契約事業場に対する活動

当協会所属医師による産業医契約事業場に対し、産業医中心に作業環境管理・作業管理・健康管理等を支援する。また、当該事業場に対し積極的に「健康経営」支援の契約を促し、産業医・健康経営エキスパートアドバイザーが協働してサポートする体制を確立する。

(2) 特定保健指導の実施

特定保健指導は、受診者の生活習慣病予防および健康寿命延伸において極めて重要な役割を果たす。健康保険組合および協会けんぽと連携を図り、その実効性を高めるべく努力して推進する。健康経営支援契約事業場はもちろんのこと、特定保健指導の意義と重要性を広く広報して、保健指導契約の締結獲得に努める。

施設健診の受診時に行う特定保健指導当日実施は各検診所において実施体制が整ったので、巡回健診においても積極的に受診時の特定保健指導の実績を拡大して行く。

受診時の特定保健指導実績が増加することにより、進捗管理の煩雑さ、支援途中で連絡が取れなくなり中断する事例が増加するので、メールを使用する支援システムを協会内部で開発する。これにより支援メールの一斉送信や進捗管理など業務の効率化を図ることが可能となる。今年度内に開発・運用を開始し、順次各検診所へ配信する予定である。

新型コロナウイルス感染症後は、ICTを活用した特定保健指導の実施要請が増加すると予測され、職員の移動時間の節約など業務の効率化に有用なので、顧客へICT利用の提案を積極的に行う。

(3) 保健指導契約事業場に対する活動

保健指導契約事業場に対し、保健師・管理栄養士・ヘルスケアトレーナー・公認心理師・臨床心理士による生活改善指導、健康管理、健康経営、メンタルヘルスに関する情報提供等の支援活動を更に充実して展開する。

(4) 「健康経営」の啓発と支援

「健康経営」の推進は、本来の当協会の業務と重なる部分も多いことから、事業場における「健康経営」支援事業を開始している。当協会は3年連続「健康経営優良法人2023（大規模法人部門）ホワイト500」の称号を得たことにより、社会からの信頼性が高まり有効な支援が可能となっている。「健康経営優良法人」の認定取得は、具体的な目標の一つではあるが、本来の目的は経営者が「健康経営」の意義と必要性を理解し、継続して企業内で実践することであり、その結果、従業員が幸福感を感じ生き活きと働き続ける環境が実現され生産性が向上していくことである。今後もその原点を忘れずに支援して行くことが重要である。

健康経営エキスパートアドバイザーを核として事業場の健康経営診断を適切に行い、事業場の実情と要望に応じた支援計画を立案し実践している。

今年度も事業課・健康推進課・渉外課とも協力して支援事業場の増加に努める。令和4年度の24事業場の「健康経営」支援実績に対し、さらに今年度は23事業場の増加を目標とする。

「健康経営」支援事業は各種広報活動を通じ支援事業場を募るとともに、関係職員には「健康経営」への理解を深める機会を提供し、かつ自己研鑽を促し健康経営エキスパートアドバイザーの取得を奨励する。

「健康づくりサポート」は「健康経営」支援契約の入り口とするため昨年開始した事業である。事業場の健康管理に関する環境整備をサポートする事業で、特定保健指導や労災二次健康診断の受診勧奨、精密検査の受診勧奨といった無料のサービスから、各種健康セミナーやメンタルヘルス対策といった有料のものをラインナップしている。各事業場に勧奨し、健康経営支援事業につなげて行きたい。

(5) 人間ドック・労災二次健康診断での保健指導

「人間ドック・プレミアムコース」での保健師等による保健指導は、特定保健指導以外はサービスとなるが、その質を高めるため継続して実施する。

また、労災二次健康診断の増加が期待される場所であるが、保健師による保健指導実施数の増加に対応すべく、短時間で的確な保健指導が実践できるよう、スキルアップに努める。

(6) メンタルヘルス対策の推進

中小規模事業場においては、メンタルヘルスの専門職を確保することは難しい。従ってラインケア、セルフケア等の従業員教育に、あるいは従業員の個別面談などに公認心理師、臨床心理士が介入することは有益であり、産業医面談を補完するものにもなる。当協会は産業医契約事業場や健康経営支援事業場などにおいて、その求めに応じて福山大学等と連携し、公認心理師、臨床心理士を派遣することができる体制を構築している。要望に応じて積極的に機会を提供したい。

ストレスチェックの実施事業場においては、実施事務従事者と連携を図り、そのスムーズな運用を心がける。また、ストレスチェック集団分析結果は職場環境改善の資料として重要であるため、産業医および保健師は支援事業場に対してその応用方法の啓発と説明ができる知識を習得しておくことが重要である。そのために、公益社団法人全国労働衛生団体連合会等が開催するメンタルヘルス講習会等の研修機会を提供し、ストレスチェックに対する知識を深め、スキルアップを図る。

(7) 健康づくり支援

働く人々と地域住民の健康の保持・増進を目的とした「心とからだの健康講座」は、公益目的事業の中核をなすものとして、地域住民と事業場の衛生管理者を対象に時宜を得たテーマを設定し行って来たが、コロナ禍により一時中止せざるを得なかった。令和4年度より再開しており、今年度も全検診所において新型コロナウイルス感染症対策を行いつつ開催する。

(8) 健康づくりのためのイベント参加等

福山市および尾道市との「健康増進に関する連携協定」に関連するものの他、市町をはじめとした地域自治会等の主催者からの要請があれば、感染症対策を万全にして可能な限り協力する。

(9) 健康診断結果集計資料の有効活用

健康診断および作業環境測定結果をフィードバックするため、規模50人以上の事業場を対象に、年間総受診者データと当該事業場データを検査項目別に比較・集計した資料を提供している。この資料は各事業場の健康管理上有用なデータであるが、より有効に活用していただけるよう啓発に努めたい。

(10) 喫煙対策・受動喫煙対策の推進

当協会は、敷地内禁煙を実施し積極的に禁煙対策を推進してきた。令和3年4月よりの改正健康増進法施行により、事業場にも罰則付きの受動喫煙対策が求められている。また令和4年4月よりは福山市でも路上喫煙防止条例が施行されており、喫煙に関してはますます厳しい目が向けられるようになった。要望がある事業場には受動喫煙防止対策を含めた喫煙問題全般について、相談業務を行い研修の要望があれば協力する。

3. 作業環境測定事業の推進

当協会は地域の作業環境測定機関の中核的存在であり、徹底した精度管理のもと作業環境測定基準に沿った精度の高い測定と迅速な報告を行い、地域の労働衛生管理に寄与してきた。

「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等」として「労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則」が一部改正され、本年4月より施行される。また、令和6年度からは作業環境測定結果が第3管理区分の場合は、①作業環境管理専門家が改善困難と判断した場合、②改善後の測定結果も第3管理区分の場合は、個人ばく露測定（個人サンプリング法）等を行う必要があることになったことから、対象物質取扱事業場への周知を図る必要があり適切に対応できるよう準備を進める。

また、年度毎の作業環境測定結果の集積データを分析して「作業環境測定集計報告書」を作成し、関係事業場および行政機関等に提供する。

相談等があれば関係事業場に環境改善策を提言するなど、作業環境管理を通じて労働者の健康確保に寄与する。

4. 広報活動の推進

当協会の知名度を高めることは、ブランド力を高め顧客の獲得に寄与するものであり、職員はそれに自発的かつ積極的に協力するよう意識を高める。

季刊誌「BLOOM」は、ページ数を増やし、既存の連載に加えて協会内各部署の紹介や学会発表報告など、職員の活動状況が見えるようページを追加した。より多くの職員が執筆に加わることで活力ある協会の姿を発信し、魅力ある季刊誌として行きたい。

月刊の「健康だより」は、協会事業の紹介と併せて、身近な健康の保持・増進に役立つ情報を提供している。協会ホームページより自由にダウンロードできるので、利用事業場も年々増加しており好評である。より内容の充実に努めたい。

また、「ちゅうろうの、ちょっと役立つ健康情報」は、健診結果のデータ分析や統計資料からみた健康情報を発信するもので、オプション検査の紹介やリアルタイムの健診情報など有用な情報を継続して提供する。

新たな情報発信ツールとしてLINE公式アカウントを開設したが、機能させるためには登録者（友だち）が必要であるが、まだ十分とは言えず、引き続きその増加に努める。Facebookでの活動も継続し、ホームページは、データ管理課により親しみやすく検索しやすいページ作りを常に心がけながら適宜改修されている。

昨年よりプレスリリースへ情報提供することで、より地域への発信が容易になった。引き続き地域の広報誌等への投稿、民間放送等のメディアへの出演も積極的に行い、当協会および事業内容の広報に努める。

なお、年度毎の協会事業の業績報告と総括を行うための事業年報の作成は継続し、関係各所へ配付を行う。

IV その他の基本施策

1. コンプライアンスの遵守

コンプライアンス宣言の下、遵守するため倫理規程・コンプライアンス規程・服務規程・各委員会の規程等を設け、業務を運営している。令和5年度も、各種法令や社会状況に応じて規程等の見直しを図る。

2. 協会内部の「健康経営」への取り組みの深化

健康経営を推進し、健康課題を数値化したKPI（重要業績評価指標）で定めた運動習慣の定着、食生活の見直し、ワークライフバランスの実現、喫煙率低下などの指数の達成を目指したことで、「健康経営優良法人 2023（大規模法人部門）ホワイト500」の称号を得た。また、「健康経営」の取り組みが特に優秀な企業として「令和4年度広島県健康経営優良企業」として広島県知事から表彰された。恒常化した施策の見直しを行い「健康経営」の深化を進め、引き続き「健康経営優良法人 2024（大規模法人部門）ホワイト500」の認定取得を目指す。

3. 個人情報の安全管理の徹底

当協会は、要配慮義務個人情報である健康情報を多数取り扱っている。

個人情報漏洩等の事故の発生を未然に防止するため、PMS（個人情報保護マネジメントシステム）を着実に運用する。職員教育に加え、福山本部および各検診

所においてリスクマネジメント部会を開催し、その事故発生事例を集積し、個人情報保護委員会で対策を協議する。事故の再発防止を図るために各事例を全職員で共有し、より強固な安全管理の徹底を図る。また、内部監査を実施する事により、管理状況を把握する。

4. 「労働衛生サービス機能評価」基準を基にした自主監査の実施

第三者評価は“外部の信頼を得る”ための重要な手段であるが、当協会は評価基準として公益社団法人全国労働衛生団体連合会の全衛連労働衛生サービス機能評価委員会が定める労働衛生サービス機能評価基準を用いている。それに合致し、業務が適切に実施・維持されているかを検証するため、福山本部および各検診所において自主監査を継続して行った。鳥取・米子検診所は、新型コロナウイルス感染症の影響で延期されていた本監査を本年度受審する。

5. 事故の防止

医療事故はもとより、交通事故、健診機器や検診車の故障・トラブルを未然に防止するために、「標準作業書」に定めた手順から逸脱せずに業務を進める。日頃から基本に則った作業を心掛けるとともに、事故が発生した場合は「リスクマネジメント規程」に従い、医療倫理を念頭において速やかに適切な対応策を講じる。

アクシデント（事故）報告はもちろん、インシデント（ヒヤリ・ハット事例）を含めたレポートを、毎月各検診所で開催するリスクマネジメント部会にて報告・討議し、事故防止の徹底を図る。この報告は、リスク軽減・再発防止のため各職員が認識を共有する点において重要であり、遅滞なく行うことが重要である。また、同部会での討議内容は安全管理委員会にて報告し重要報告については全職員に発信する。各事例の問題点とその対策は全職員が周知・共有することが重要であり、事例ごとに再発防止のためのPDCAサイクルを適切に機能させて行く。

6. 精度管理等の徹底

健康診断、作業環境測定 of いずれにおいても、結果には高い精度が要求される。そのためには、最新の知識、技術等の習得が必要であり、スキルアップのため医師・保健師・看護師・診療放射線技師・臨床検査技師・管理栄養士および作業環境測定士等の技術系職員は、学会や研修会、講習会等へ積極的に参加し、その資質向上に努める。また、学会の認定資格取得およびその更新に必要な研修等への参加を推進し、その必要性和効果を見極めた上で、必要時は計画的に支援する。

また、健診機器、測定機器等の整備点検を標準作業書に準じて日常のおよび定期的に行い、機器の精度の維持管理を徹底する。日々の内部精度管理はもとより、

外部機関が行う精度管理調査にも積極的に参加し、最高ランク評価を維持することを目標とする。

また、精度管理状況に関して精度管理部会において報告、討議し、当協会の精度の維持向上に努める。

7. 学術活動の推進

医療技術系職員および作業環境測定士等の職員は、健康診断等日常業務の成果を積極的に学会・研究会で発表し、論文化するよう努める。学会・研究会での発表や学術論文の投稿を積極的に行うことは、当協会の学術性の高さを証明することであり、当協会の信頼性を高め、他機関との差別化につながる。また、職員の学会等での発表については協会として支援するので、積極的な発表を心がける。

8. 予算の効率的・効果的執行

公益法人に求められる収支相償実現のため、適正な予算管理に努める。

収入においては、事業計画の進捗状況を月毎に適宜把握することで、計画の達成を図る。支出においては、事業計画に沿って経費を適正に計上し、中期計画に沿った機器等の整備・更新を行う。

9. システム開発および運用について

オフィスコンピューターを利用している健診システムについては、順次クライアントサーバー方式へ変更する等、適切な対応を講じて行く。

また、健診システムとWEB化の融合が求められる時代となるため、当面は健診システムのWEB化を実現するためのインフラ整備に取り組み、WEB結果配信およびWEB予約の検討を優先的に行う。

令和5年度 健康診断等実施計画

1 健康診断（令和4年度実績見込比）

項 目	人 員			金 額（単位：千円）		
	令和5年度	令和4年度 実績見込	増 減	令和5年度	令和4年度 実績見込	増 減
1 一般健診	202,175	200,954	1,221	1,268,168	1,194,168	74,000
(1) 定期健診	139,329	138,697	632	1,136,466	1,067,476	68,990
(2) 定期健診（省略）	15,040	15,323	-283	43,800	41,365	2,435
(3) 雇入・労災二次等	47,806	46,934	872	87,902	85,327	2,575
2 特殊健診	76,164	77,060	-896	231,950	235,404	-3,454
3 生活習慣病予防健診	84,781	82,538	2,243	1,336,286	1,294,184	42,102
(1) 協会けんぽ	58,485	56,820	1,665	887,060	865,837	21,223
(2) 組合健保	26,414	25,718	696	449,226	428,347	20,879
4 がん検診等（地域以外）	8,807	8,452	355	47,039	45,208	1,831
5 地域・学校健診	28,511	26,698	1,813	133,719	121,854	11,865
6 その他手数料等				17,197	16,633	564
合 計	400,556	395,702	4,854	3,034,359	2,907,451	126,908
7 社会的弱者健診	600	540	60			

2 保健指導・健康教育（令和4年度実績見込比）

項 目	契約件数・実施件数等			金 額（単位：千円）		
	令和5年度	令和4年度 実績見込	増 減	令和5年度	令和4年度 実績見込	増 減
産業医契約件数	93	93	0	56,058	56,118	-60
保健指導契約件数	3	3	0	1,996	1,687	309
特定保健指導実施人数	3,753	2,951	802	64,348	51,945	12,403
メンタルヘルス相談契約件数	3	3	0	1,260	1,071	189
健康経営支援契約件数	47	24	23	4,367	2,677	1,690
心とからだの健康講座開催件数	6	6	0			
健康イベント開催件数	6	6	0			
地域自治会健康講話件数	17	14	3			

3 作業環境測定（令和4年度実績見込比）

項 目	単位作業場			金 額（単位：千円）		
	令和5年度	令和4年度 実績見込	増 減	令和5年度	令和4年度 実績見込	増 減
粉じん	290	272	18	10,115	9,786	329
特化物	524	491	33	8,389	8,115	274
有機溶剤	676	634	42	26,499	25,634	865
その他	326	306	20	4,343	4,200	143

4 調査・広報

BLOOM	年間4回発行（季刊誌） 特集別刷り	5,500部×4回＝22,000部 4,700部×4回＝18,800部
健康だより		毎月ホームページにて発信
ちゅうろうの、ちょっと役立つ健康情報		毎月ホームページにて発信
作業環境測定集計報告書	年1回	300部
事業年報		300部